

医 第 4 3 8 号
令和 8 年 5 月 1 5 日

各関係団体の長 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

中東情勢を踏まえた医療用手袋の備蓄放出について

日頃、本県の医療業務に御協力をいただきありがとうございます。
さて、このことについて、令和 8 年 5 月 1 4 日付け医政産情企発
0514 第 3 号で厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課から別
添写しのとおり通知がありました。

つきましては、購入希望がある場合は、下記方法により申しただ
けますので、貴会会員に対して周知願います。

記

1 放出スキームについて(別添 1【医療機関用】p2～5)

医療用手袋の放出については、～ の流れで医療機関に購入いた
きます。それぞれの具体の手続き詳細については、別添 1【医療機関用】
p2～5 をご参照ください。また、～ における G-MIS の操作にあつ
ては、別添 2【医療機関用】G-MIS 週次調査マニュアル及び別添 3【医
療機関用】G-MIS 緊急配布要請マニュアルをご参照ください。

- (医療機関) 医療機関が G-MIS の週次調査に回答のうえ、手袋を要請
- (医療機関) 販売業者の購入サイトにおいて、施設名、住所、医療機関
コード、メールアドレス等の必要情報を登録
(購入サイトの URL は 5 月 1 5 日より厚生労働省 HP に掲載)
- (厚生労働省・都道府県) 要請内容の確認、医療機関リストを国から販売
事業者へ送付
- (販売業者) ～ で登録した医療機関のメールアドレス宛に連絡
- (医療機関) メール連絡を受け、販売業者のサイトより購入手続き
- (販売業者) 医療機関宛に手袋を配送

原則 G-MIS を通じた要請のみ受付予定ですが、やむをえず、
G-MIS にて直接申込ができない場合には、次のメールアドレス
宛てに必要事項を記入した【緊急配布要請個別シート】を送付く
ださい。

【送付先メールアドレス】

千葉県健康福祉部医療整備課

iryoushien@mz.pref.chiba.lg.jp

(病院・診療所(歯科を含む)・助産所専用アドレス)

#を@に変換ください。

2 緊急配布の要否の判断方法について

医療機関におかれては、G-MIS 上の週次調査において、医療用手袋に関し、以下の内容について回答いただきます。

在庫量

1 週間の想定消費量

1 週間の購入見込み量

当該調査において回答した医療機関の在庫量が、以下の条件を満たしている場合に、今回の緊急配布の対象となります。

各医療機関におかれては、要請を行う前に、別添4 緊急配布要請条件チェックシートもご活用いただき、必ず自身の在庫量等が以下の条件を満たしているか、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

【条件】

在庫量 < (今後 1 週間あたりの想定消費量 今後 1 週間に購入できる見込み量) × 4

3 販売する枚数等について

医療機関におかれては、G-MIS 上の週次調査において、医療用手袋に関し、「1 週間の想定消費量」について回答いただきます。

販売する枚数については、想定消費量の 2 週間分(1 週間の想定消費量 × 2)の数値に応じて、1000 枚単位で切り上げた数が医療機関の購入可能数となります。

例：1 週間の想定消費量 × 2 が

1 ~ 1000 枚の場合：1 セット【1000 枚 (10 箱)】を購入可能

1001 ~ 2000 枚の場合：2 セット【2000 枚 (20 箱)】まで購入可能

2001 ~ 3000 枚の場合：3 セット【3000 枚 (30 箱)】まで購入可能 等

(以降も同様)

1 セット (1000 枚 (10 箱)) が最小の販売単位であり、セット単位でサイズ指定が可能。

例： に該当する医療機関においては、3 セットまで購入可能であり、S サイズを 2 セット、M サイズを 1 セットなどサイズごとにセット数を指定して合計 3 セット購入することが可能。

4 今後のスケジュールについて

【要請受付第1弾】

5/18(月) 9時～5/20(水) 17時迄：医療機関からの要請受付

5/22(金)：国において要請内容の確認・販売業者にリスト提供

○5/22以降：販売業者から各医療機関に順次配送

【要請受付第2弾】

5/20(水) 17時～5/27(水) 17時迄：医療機関からの要請受付

5/29(金)：国において要請内容を確認・販売業者にリスト提供

○5/29以降：販売業者から各医療機関に順次配送

以降も毎週水曜 17時要請迄のスケジュールで要請を受付予定です。

5 留意事項

- (1) 申込の際には、必ず「別添4 緊急配布要請条件チェックシート」をご活用いただき、条件を満たすことをご確認の上、ご要請ください。
- (2) 国の方針により、インターネット環境や、メールアドレスが必須となりますので、御注意ください。(スマートフォンやタブレット端末でご利用いただけます。)
- (3) アスクルの購入専用サイトには、G-MIS に登録されている「医療機関コード(10桁)」が必要となります。別紙医療機関コードの確認方法を御参照ください。
- (4) 配送は販売業者から順次配送となります。購入手続き後の配送状況については、県では把握しておりませんので、販売業者に直接ご確認ください。
- (5) 転売をする(した)ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布は行いません。
- (6) 医療用手袋の仕様に関して、5月15日現在、ニトリル手袋以外の詳細情報を県では把握しておりません。

6 問合せ先

問い合わせ内容	問い合わせ先	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄配布の取組全体 ・ 下記以外 	厚生労働省 医薬産業振興・医療情報企画課（医療用手袋担当）	原則メールにてご連絡をお願いいたします。 メール sos-busshi#mhlw.go.jp #を@に変換ください。 電話（緊急の場合） 03-3595-3529
<ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に対する個々の要否判定 ・ G-MIS 要請が難しい場合の対応 	千葉県	メール
	健康福祉部薬務課 （G-MIS から要請済みの機関）	kusuri5#mz.pref.chiba.lg.jp #を@に変換ください。
	健康福祉部薬務課（G-MIS 利用が困難な機関（薬局））	kusuri5#mz.pref.chiba.lg.jp #を@に変換ください。
	健康福祉部医療整備課（G-MIS 利用が困難な機関（病院・診療所（歯科を含む）・助産所））	iryoushien#mz.pref.chiba.lg.jp #を@に変換ください。
	健康福祉部高齢者福祉課 （G-MIS 利用が困難な機関（訪問看護事業所（介護保険法に基づく指定事業所）））	kourei5#mz.pref.chiba.lg.jp #を@に変換ください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ G-MIS の操作方法、アカウント情報 	G-MIS 窓口	メール helpdesk#gmis.mhlw.go.jp #を@に変換ください。 電話 050-3355-8230(土日祝日を除く平日 9 時～17 時)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入手続きについて ・ アスクルのアカウント情報 	アスクル株式会社	【5/18 月より開設】 アスクル国備蓄物資専用窓口 フリーダイヤル：0120-662-777 （IP 電話からは 03-6731-7874） 受付時間：10:00～17:00（月～金）祝祭日を除く

問合せ前に、厚生労働省が公開する Q&A を参照の上、お問い合わせください。

7 厚生労働省 HP 等

医療用手袋の備蓄放出に関する補足情報等は以下の厚生労働省HPに掲載予定ですので、必要に応じ参照ください。

また、国の通知等につきましては、以下参考のとおり千葉県のホームページにも掲載しますので御参照ください。

厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73131.html

千葉県 HP <https://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/tsuuchi.html>

【担当】

千葉県健康福祉部医療整備課

医療指導班

メール iryuu-shien@mz.pref.chiba.lg.jp

#を@に変換ください。